

(参考)

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和2年2月7日保発0207第3号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例</p> <p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生大臣告示第59号)の別表第二第2章第12部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表7に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、第1節の規定に関わらず、<u>基準材料価格改定時及び随時改定Ⅰ時(基準材料価格改定の当該月から起算して6ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。)</u>、<u>随時改定Ⅱ時(基準材料価格改定及び随時改定Ⅰの当該月から起算して3ヶ月の時点をいう。以下同じ。)</u>に、別表8に定める算式により算定される額に改定する。</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>別表8</p> <p>歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>随時改定Ⅰ時、随時改定Ⅱ時</u>における算式</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例</p> <p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生大臣告示第59号)の別表第二第2章第12部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表7に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、第1節の規定に関わらず、<u>基準材料価格改定時及び随時改定時(基準材料価格改定の当該月から起算して6ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。)</u>に、別表8に定める算式により算定される額に改定する。</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>別表8</p> <p>歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>随時改定時</u>における算式</p>

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定自前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[ 1 + (1 + \text{地方消費税}) \times \text{消費税率} \right]$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

(注) 1 随時改定Ⅰ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.95 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.05$$

2 随時改定Ⅱ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.85 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.15$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定自前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[ 1 + (1 + \text{地方消費税}) \times \text{消費税率} \right]$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

(注) 上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.95 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.05$$